

# 要 請 書

平成31年2月27日

沖縄県嘉手納町議会

## 嘉手納基地対策に関する要請

- 1 米軍機による悪臭被害への早期対策を講じること . . . . . 1
- 2 嘉手納基地の訓練激化について実効性のある防止対策を図ること . . . . . 1
- 3 航空機騒音並びに航空機事故、訓練等への徹底した対策を図ること . . . . . 2
- 4 第 353 特殊作戦群駐機場等拡張整備計画に伴う MC-130 特殊作戦機の  
住宅地側への駐機を実施しないこと . . . . . 2
- 5 CV-22 オスプレイの嘉手納基地での運用を中止すること . . . . . 2
- 6 嘉手納基地における基地使用協定の締結を推進すること . . . . . 3
- 7 嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練を全面中止すること . . . . . 3

## 1 米軍機による悪臭被害への早期対策を講じること

嘉手納町では住民居住地が嘉手納基地に極めて隣接しており、長年にわたり生活環境に様々な影響を及ぼし、住民は過重な負担を強いられている。とりわけ、航空機騒音と航空機のエンジン調整等の際に排出される排気ガスによる悪臭被害は町民生活に著しく影響を与えており、「気分悪化」「頭痛」「頭が重い」「息苦しい」等の体調不良を訴える声が上がっている。

このような実態から、嘉手納町では航空機排気ガスを多量に発生させる機種の特定調査を実施し、結果として、住民居住地域に近接している E-3 早期警戒管制機の駐機場付近での悪臭発生が極めて高いことが明らかになり、この方向から観測された悪臭に関わるすべての時間帯にて E-3 早期警戒管制機が駐機中であったことも確認している。

このようなことから、周辺住民の負担軽減のため、航空機排気ガス被害の有効な対策を早期に講じること。

- (1) 周辺住民の負担軽減のため、E-3 早期警戒管制機の駐機場を住民居住地域から距離を置く場所へ早期移転を図ること。

## 2 嘉手納基地の訓練激化について実効性のある防止対策を図ること

嘉手納基地には F-15 戦闘機を主軸に KC-135 空中給油機、P-8 対潜哨戒機等が配備され、さらに近年は常駐機に加え国内外から F-35 戦闘機等をはじめとする外来機が、飛行訓練や住宅地に近接する駐機場でのエンジン調整等を頻繁に行うなど、その影響は甚大で周辺地域の平穏な住民生活は著しく損なわれている。

また、嘉手納基地では今年 1 月上旬から 2 本ある滑走路のうち、北側滑走路が補修工事により閉鎖され、住民居住地から離れた南側滑走路 1 本で運用がなされているにも関わらず、県外及び国外米軍基地から外来機が恒常的に飛来し、過密状態のまま訓練が行われ、トラブルも多数発生している。さらに、同時期に嘉手納基地内においてパラシュート降下訓練や運用即応態勢を高めるための即応訓練も実施されている。飛行訓練による騒音、夜遅くまで鳴り響くサイレン音や拡声器放送により周辺住民の平穏な生活は著しく損なわれており、周辺住民の被害軽減のため、以下の項目について早急なる対策を講じること。

- (1) 平成 8 年 3 月、日米合同委員会の合意事項である「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」を厳守するとともに、委員会において実施に伴う効果について検証すること。
- (2) 米軍再編に係る嘉手納飛行場の訓練移転に関する訓練計画を一層拡充し負担軽減に向けた実効性のある対策を講じること。

### 3 航空機騒音並びに航空機事故、訓練等への徹底した対策を図ること

航空機の離着陸、訓練による騒音は地域住民に多大な影響を及ぼし深刻な問題となっている。

平成8年3月、日米合同委員会で合意された「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」を厳守し、地域住民の平穏で安全な生活を守るため、早急なる対策を講ずること。

- (1) 米軍機による住民居住地域での訓練飛行を中止すること。
- (2) 22:00～06:00の間の航空機の飛行及びエンジン調整等を禁止すること。
- (3) 住民居住地上空での低空飛行を行わないこと。
- (4) 基地周辺での回転翼機の飛行訓練は行わないこと。やむを得ず行う場合は、住宅地から離れた海上を飛行し、住民地域上空での飛行を避けること。
- (5) 夜間飛行訓練を回避するための措置を講ずること。

### 4 第353特殊作戦群駐機場等拡張整備計画に伴うMC-130特殊作戦機の住宅地側への駐機を実施しないこと

嘉手納基地第353特殊作戦群駐機場拡張整備計画により関連施設工事が実施されることになったが、同工事では格納庫建設、飛行場舗装、駐車場建設等、大規模な改良が計画されている。これら施設の集約・拡充は大幅な基地の機能強化につながることは明らかである。

そのような状況のなか、同基地北西に駐機しているMC-130特殊作戦機が、住民居住地に極めて近接した通称「パパーループ」に移動してきた。

長年にわたり航空機騒音や航空機の排気ガスの悪臭に悩まされ続けている嘉手納町の住民は、今回の駐機場移動によって新たな負担を強いられることとなるため、国の責任において住民居住地域側への駐機場移動を撤回させること。

- (1) 第353特殊作戦群駐機場等拡張整備工事に伴うMC-130特殊作戦機駐機場の住宅地側への駐機場の一時移設を全面中止すること。

### 5 CV-22 オスプレイの嘉手納基地での運用を中止すること

平成30年10月1日に米軍横田基地に正式配備されたCV-22の運用にあたっては、「横田飛行場配備に関する環境レビュー」によると、沖縄県での訓練が記載され、嘉手納基地へ横田基地配備後に飛来している。今後、嘉手納基地での離着陸等の訓練が推測され、その運用について地域住民から強い懸念があることから、オスプレイの嘉手納基地での運用を一切行わないこと。

## 6 嘉手納基地における基地使用協定の締結を推進すること

嘉手納町では、平成 18 年 1 月、国に対して嘉手納基地に特化した新たな「嘉手納基地使用協定」の締結を強く要請し、以後毎年、同様の要請を続けている。

しかし残念ながら、本件については今日においてもなんら進展が見られない状況であり、「嘉手納基地使用協定」の締結に向けた早期の取り組みを推進すること。

## 7 嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練を全面中止すること

パラシュート降下訓練は、日米特別行動委員会（SACO）の最終報告において伊江島補助飛行場への移転合意があるにも関わらず、今年既に 2 度も嘉手納飛行場で降下訓練が実施されている。一步間違えば重大な事故につながりかねず、周辺住民は大きな不安を持っており、平成 19 年合意の「例外的措置」に関する根本的な解決を早期に講ずること。

- (1) 嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練を実施しないこと。
- (2) 日米合同委員会において確認された「例外的措置」の撤廃を図ること。